

# 入間市水道事業給水条例及び入間市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例 改正要旨

## 1 改正の経緯

新型コロナウイルス等の感染症に関する国の司令塔機能を強化するため、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が、令和5年5月26日に公布されました。（施行期日は令和6年4月1日）

この法律において、厚生労働省が所管する水道の業務を、国土交通省などに移管することとされています。

これに伴い水道法が改正され、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政については、国土交通省に、水質または衛生に関する水道行政については、環境省に移管することとなりました。

このことから、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布を受け、水道法が改正されたことに伴い、入間市水道事業給水条例等の一部を改正するものです。

## 2 改正の内容

「厚生労働省令」の記載を「国土交通省令」に改正する。

「厚生労働大臣」の記載を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正する。

## 3 施行日

令和6年4月1日